
プロジェクト IFRS S2 号に相当する基準の開発

項目 産業横断的指標等（気候関連のリスク及び機会並びに投下資本）

I. 本資料の目的

1. サステナビリティ基準委員会（以下「当委員会」という。）は、第 7 回サステナビリティ基準委員会（2023 年 1 月 18 日開催）において、国際サステナビリティ基準審議会（以下「ISSB」という。）の IFRS S2 号「気候関連開示」（以下「IFRS S2 号」という。）に相当する基準（日本版 S2 基準）の開発を当委員会の審議テーマとすることを決定した。
2. 本資料は、日本版 S2 基準における**産業横断的指標等（気候関連のリスク及び機会並びに投下資本）**に関する定めについて検討することを目的としている。なお、産業横断的指標等のうち、温室効果ガス排出、内部炭素価格及び報酬に関する開示については、別途検討を行っている。

II. 事務局による提案の要約

3. 本論点に関する事務局の提案を要約すると、次のとおりである（後述の第 22 項参照）。

日本版 S2 基準において、気候関連のリスク及び機会並びに投下資本に関する産業横断的指標等の開示に関する IFRS S2 号の定めを取り入れ、次の事項に関する情報を開示しなければならない旨を定める。

- (1) 気候関連の移行リスクの影響を受けやすい資産又は事業活動の金額及びパーセンテージ
- (2) 気候関連の物理的リスクの影響を受けやすい資産又は事業活動の金額及びパーセンテージ
- (3) 気候関連の機会と整合した資産又は事業活動の金額及びパーセンテージ
- (4) 気候関連のリスク及び機会に投下された資本的支出、ファイナンス又は投資の金額
また、IFRS S2 号の定めに加え、日本版 S2 基準における対応として、次のことを行う。
- (5) 次の内容を日本版 S2 基準の結論の背景において説明する。

気候関連のリスク及び機会並びに投下資本に関する産業横断的指標等は、企業が開示すべき指標等を具体的に定めたものではなく、企業が開示すべき指標等の種類を定めたものである。このため、具体的にどのような指標等が開示されるのかは、企業によって異なることになると考えられる。気候関連のリスク及び機会並びに投下資本に関する産業横断的指標等について開示される指標等は、企業が自身のパフォーマンスを示す上で適切であると考えられる具体的な指標等を示すことにより有用となると考えられる。

- (6) 本項(1)から(4)の項目について、考えられる指標等の例を示した補足文書（別紙参照）を開発する。

Ⅲ. ISSB 基準の理解

4. IFRS S2 号では、気候関連のリスク及び機会並びに投下資本に関する産業横断的指標カテゴリーについて、次のように定めている（和訳は事務局による仮訳）。

29	<p>An entity shall disclose information relevant to the cross-industry metric categories of:</p> <p>企業は、産業横断的指標カテゴリーに関連する次のすべての情報を開示しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li style="margin-bottom: 10px;">(b) climate-related transition risks—the amount and percentage of assets or business activities vulnerable to climate-related transition risks; 気候関連の移行リスク—気候関連の移行リスクの影響を受けやすい資産又は事業活動の数値及びパーセンテージ <li style="margin-bottom: 10px;">(c) climate-related physical risks—the amount and percentage of assets or business activities vulnerable to climate-related physical risks; 気候関連の物理的リスク—気候関連の物理的リスクの影響を受けやすい資産又は事業活動の数値及びパーセンテージ <li style="margin-bottom: 10px;">(d) climate-related opportunities—the amount and percentage of assets or business activities aligned with climate-related opportunities; 気候関連の機会—気候関連の機会と整合した資産又は事業活動の数値及びパーセンテージ <li style="margin-bottom: 10px;">(e) capital deployment—the amount of capital expenditure, financing or investment deployed towards climate-related risks and opportunities; 資本投下—気候関連のリスク及び機会に投下された資本的支出、ファイナンス又は投資の金額
30	<p>In preparing disclosures to meet the requirements in paragraph 29(b)–(d), an entity shall use all reasonable and supportable information that is available to the entity at the reporting date without undue cost or effort.</p> <p>第 29 項(b)から(d)の要求事項を満たす開示を作成するにあたり、企業は、報告日時点で企業が過大なコストや労力をかけずに利用可能な、すべての合理的で裏付け可能な情報を用いなければならない。</p>

31	<p>In preparing disclosures to meet the requirements in paragraph 29(b)–(g), an entity shall refer to paragraphs B64–B65.</p> <p>第 29 項(b)から(g)の要求事項を満たす開示を作成するにあたり、企業は B64 項から B65 項を参照しなければならない。</p>
B64	<p>In addition to information about an entity’s greenhouse gas emissions, the entity is required to disclose information relevant to the cross-industry metric categories set out in paragraph 29(b)–(g).</p> <p>企業の温室効果ガス排出についての情報に加え、企業は第 29 項(b)から(g)に示される産業横断的指標カテゴリーに関連する情報を開示することが要求される。</p>
B65	<p>In preparing disclosures to fulfil the requirements in paragraph 29(b)–(g), an entity shall:</p> <p>企業は第 29 項(b)から(g)の要求事項を満たすための開示を作成するにあたり、次のすべてのようにしなければならない。</p> <p>(a) consider the time horizons over which the effects of climate-related risks and opportunities could reasonably be expected to occur, described in accordance with paragraph 10.</p> <p>第 10 項に従い記載されている、気候関連のリスク及び機会による影響が発生することが合理的に見込まれる時間軸を考慮する。</p> <p>(b) consider where in the entity’s business model and value chain climate-related risks and opportunities are concentrated (for example, geographical areas, facilities or types of assets) (see paragraph 13).</p> <p>企業のビジネス・モデル及びバリュー・チェーンのどの部分に気候関連のリスク及び機会が集中しているかを考慮する（例えば、地域、施設又は資産の種類）（第 13 項参照）。</p> <p>(c) consider the information disclosed in accordance with paragraph 16(a)–(b) in relation to the effects of climate-related risks and opportunities on the entity’s financial position, financial performance and cash flows for the reporting period.</p> <p>気候関連のリスク及び機会が、報告期間における企業の財政状態、財務業績及びキャッシュ・フローに与える影響に関連して、第 16 項(a)から(b)に従って開示される情報を考慮する。</p> <p>(d) consider whether industry-based metrics, as described in paragraph 32—including those defined in an applicable IFRS Sustainability Disclosure Standard or those that otherwise satisfy the requirements in IFRS S1—could be used to satisfy the requirements in whole or in part.</p> <p>第 32 項に記載されている産業別の指標（適用される「IFRS サステナビリティ開示基準」で定義されているもの又は IFRS S1 号の要求事項を満たすものを含む。）が、要求事項の全部又は一部を満たすために用いることができるかどうかを考慮する。</p> <p>(e) consider the connections between the information disclosed to fulfil the requirements in paragraph 29(b)–(g) with the information disclosed in the related financial statements, in accordance with paragraph 21(b)(ii) of IFRS S1. These connections include consistency in the data and assumptions used—to the extent possible—and linkages between the amounts disclosed in accordance with paragraph 29(b)–(g) and the amounts recognised and disclosed in the financial statements. For example, an entity would consider whether the carrying amount of assets used is consistent with amounts included in the financial statements and would explain the connections between information in these disclosures and amounts in the financial statements.</p> <p>IFRS S1 号第 21 項(b)(ii)に従い、第 29 項(b)から(g)の要求事項を満たすために開示される情報と関連する財務諸表において開示される情報のつながり</p>

を考慮する。これらのつながりには、用いたデータ及び仮定の整合性（可能な限り）並びに第 29 項(b)から(g)に従い開示される数値と財務諸表において認識及び開示される金額の関連付けを含む。例えば、企業は、使用されている資産の帳簿価額が財務諸表に含まれる金額と整合するかどうかを考慮し、これらの開示における情報と財務諸表における金額のつながりについて説明することになる。

5. また、IFRS S2 号に付属する「例示的ガイダンス」では、産業横断的指標カテゴリーに関する定めを満たすために用いることができる情報の例が、次のように示されている。

産業横断的 指標 カテゴリー	測定単位	開示する指標又は情報の例
気候関連の 移行リスク	数値及び パーセンテージ (%)	<ul style="list-style-type: none"> ● 移行リスクに大きくさらされる不動産担保の金額 ● 炭素関連資産へのクレジット・エクスポージャーの集中 ● 石炭鉱業からの売上高の割合 (%) ● 「国際民間航空のためのカーボン・オフセット及び削減スキーム」でカバーされない有償旅客キロの割合 (%)
気候関連の 物理的リスク	数値及び パーセンテージ (%)	<ul style="list-style-type: none"> ● 洪水、熱ストレス又は水ストレスにさらされる地域にある不動産、インフラ又はその他の代替資産のポートフォリオの割合 ● 気候関連ハザードにさらされる実物資産の割合 ● 100年確率洪水地帯における住宅ローンの件数及び金額 ● 100年確率洪水地帯内における排水処理能力 ● ベースラインの水ストレスが高い又は極めて高い地域における取水及び消費に関連する売上高
気候関連の 機会	数値及び パーセンテージ (%)	<ul style="list-style-type: none"> ● 低炭素経済への移行を支援する製品又はサービスからの売上高 ● エネルギー効率化及び低炭素化技術に関連する正味収入保険料 ● (1) ゼロエミッション車、(2) ハイブリッド車、及び(3) プラグイン・ハイブリッド車の販売台数 ● 引き渡した住宅のうち、第三者機関の多属性グリーンビルディング基準で認証されたものの割合
資本投下	表示通貨	<ul style="list-style-type: none"> ● 低炭素製品・サービスの研究開発への投資が年間売上高に占める割合 ● 気候適応策への投資（例えば、土壌の健全性、灌漑及びテクノロジー）の割合

IV. 事務局による分析

公開草案に対する当委員会のコメント

6. 当委員会は、産業横断的指標カテゴリーのうち、気候関連のリスク及び機会並びに投下資本について、IFRS S2号の公開草案に対し、主に次のコメントを行った。

(1) IFRS S2号の公開草案では、「影響を受けやすい (vulnerable)」、「整合した (aligned)」、「投下された (deployed)」の定義又は説明がないため、企業が適用する上で困難が生じ、実務が多様化する可能性があることを懸念する。例示的ガイダンスにより一定程度イメージができるものの、ISSBは、基準上においてこれらの用語の説明を行った上で例示的ガイダンスへの参照を追加するなどの対応を行うべきである。

7. これに対し、確定したIFRS S2号では、「影響を受けやすい (vulnerable)」、「整合した (aligned)」、「投下された (deployed)」について説明はされていない。一方、本資料の第4項に記載したとおり、IFRS S2号B65項では、産業横断的指標カテゴリーに関連する情報の開示にあたり考慮しなければならない事項が明らかにされた (IFRS S2号第31項及びB65項)。

8. また、IFRS S2号の結論の根拠では、企業が適切な指標を識別できるようにするために、産業横断的指標カテゴリーに関する定めは、ほとんどの場合、意図的に具体性のないものとしている旨が説明されている。ISSBがこのアプローチを採用したのは、測定の方法論並びに基礎となるデータの利用可能性及び質が時間の経過とともに進化する可能性に備えるためとされている (IFRS S2号BC77項)。この考えは、気候関連のリスク及び機会並びに投下資本に関する産業横断的指標カテゴリーの開示を推奨するにあたって検討されたTCFD¹の考え方を引き継いでいると考えられるが、IFRS S2号の結論の根拠においてその旨は明示されていない。

9. 以上の点を踏まえ、日本版S2基準において、気候関連のリスク及び機会並びに投下資本に関する産業横断的指標カテゴリーをどのように取り扱うべきか検討を行う。

気候関連のリスク及び機会並びに投下資本に関する開示

10. 気候関連のリスク及び機会並びに投下資本に関する産業横断的指標カテゴリーは、TCFDが2021年に公表した「指標、目標及び移行計画に関するガイダンス」² (以下「指標等に

¹ TCFDからの要請を受け、企業の気候関連開示の進捗をモニタリングする責任をISSBが2024年より引き継ぐことが公表されている。

² https://assets.bbhub.io/company/sites/60/2021/07/2021-Metrics_Targets_Guidance-1.pdf

関する TCFD ガイダンス」という。)において示されたものである。産業横断的指標カテゴリーは、金融安定理事会のタスクフォースである TCFD において、サステナビリティ関連財務開示の利用者である金融機関等が中心となって検討を行い、開示推奨項目として提言されたものである。IFRS S2 号は、TCFD 提言を取り入れ、気候関連のリスク及び機会並びに投下資本に関する産業横断的指標カテゴリーの開示を求めている。

11. IFRS S2 号の結論の根拠では、気候関連のリスク及び機会並びに投下資本に関する産業横断的指標カテゴリーについては、次のことを意図している旨が説明されている (IFRS S2 号 BC75 項)。

- (1) 気候関連のリスク及び機会への企業のエクスポージャー及び当該リスク及び機会に対する企業の管理について主要な利用者が評価できるようにする共通の (common) 情報を提供する。
- (2) これらの指標等は、気候関連のリスク及び機会の主要な (key) 側面及び決定要因 (drivers) の指標 (indicator) となる。
- (3) 気候変動が企業に与える可能性のある影響に対する洞察を提供する。

12. 次の内容は、TCFD が 2021 年に公表した「気候関連財務開示タスクフォースの提言の実施」³において、気候関連のリスク及び機会並びに投下資本を産業横断的指標カテゴリーに組み入れた根拠として示されたものであるが、IFRS S2 号の結論の根拠では示されていない。

- (1) 移行リスク—気候関連の移行リスクの影響を受けやすい資産又は事業活動の金額又は程度の開示により、利用者は減損又は座礁資産化の可能性、資産及び負債の価値への影響、製品又はサービスに対する需要の変化のような論点に関する潜在的な財務的エクスポージャーについての理解をより深めることができる。
- (2) 物理的リスク—気候関連の物理的リスクの影響を受けやすい資産又は事業活動の金額又は程度の開示により、利用者は減損又は座礁資産化の可能性、資産及び負債の価値への影響、事業中断のコストのような論点に関する潜在的な財務的エクスポージャーについての理解をより深めることができる。
- (3) 機会—気候関連の機会と整合した、収益、資産又は事業活動の割合の開示は、同業他社と比較した企業の位置付けに関する洞察を提供し、利用者は、起こり得る移行経路

³ https://assets.bbhub.io/company/sites/60/2021/07/2021-TCFD-Implementing_Guidance.pdf

及び時間の経過とともに収益及び収益性がどのように変化する可能性があるのかを理解することができる。

(4) 資本投下—非金融機関による設備投資の開示及び金融機関による融資は、長期的な企業価値にどの程度の影響を与えるのかについての示唆を与える。

13. このように、IFRS S2 号において開示を要求する理由が必ずしも明らかではないものを日本版 S2 基準に取り入れるかどうかについては、次のとおり、我が国の関係者の意見が分かれていると認識している。

(1) 取り入れるべきとの意見

- ① 気候関連のリスク及び機会に関する産業横断的指標カテゴリーは、企業のどの部分にリスク及び機会があるのか、またその規模はどれくらいなのかが理解できるため、有用な情報である。
- ② 具体的に開示される指標等は、企業によって異なる場合もあると考えられるものの、それらは、気候関連のリスク及び機会並びに投下資本に関する指標等として企業が適切と考えて開示するものである。開示される指標等には、企業の考えが反映されているため、有用な情報である。
- ③ 産業横断的指標カテゴリーは、TCFD において、サステナビリティ関連財務開示の利用者である金融機関等が中心となって検討を行い、利用者のニーズに基づき開示推奨項目として提言されたものである。
- ④ 必ずしも要求されている根拠は明らかではないものの、TCFD 提言及び CDP の気候変動質問書など国際的に影響のある機関や欧州などの法域が気候関連のリスク及び機会並びに投下資本に関する指標等の開示を推奨又は要求することによって、実際に開示を行う企業が国際的に増加すると考えられる。国際的な比較可能性を大きく損なわないものとするとの観点からは、気候関連のリスク及び機会並びに投下資本に関する産業横断的指標カテゴリーについて開示を要求すべきである。

(2) 取り入れるべきではないとの意見

- ① 「影響を受けやすい (vulnerable)」、「整合した (aligned)」、「投下された (deployed)」の定義が明らかではないため、企業は要求事項を満たしていることを説明することが困難となる場合がある。また、該当するものを集計して定量的情報を示すことは困難である。このため、仮に保証を行うこととなった場合、

企業の開示が要求事項を満たしたものとなっているかどうかについて、保証業務実施者が保証することが困難となる場合がある。

- ② 気候関連のリスク及び機会並びに投下資本に関する指標等について開示される指標は、企業によって異なる場合もあると考えられ、企業間での比較が困難な場合がある。
- ③ 国際的に開示している企業が増加していることは、開示を要求するかどうかを検討する際の重要な考慮要素であると考えられるものの、国際的な整合性のためだけの定めを日本版 S2 基準に含めることは適切ではないため、主たる理由とはならない。
- ④ 気候関連の規制及び政策を含む、気候変動に係る企業を取り巻く状況の変化が激しい昨今の状況において、また企業における気候関連開示の実務が発展途上の状況において、長期的な観点で、ある一定の指標を設定することは困難な場合がある。

(日本版 S2 基準に関する検討)

14. 前項に記載したとおり、気候関連のリスク及び機会並びに投下資本に関する産業横断的指標等については、賛否両論が聞かれている。また、本資料の第 12 項に記載したとおり、ISSB は、気候関連のリスク及び機会並びに投下資本に関する産業横断的指標等の開示を要求する根拠を明示しておらず、TCFD 提言を引き継ぐこと自体が目的であるようにも見受けられる。

15. このため、当委員会としては、次の観点から検討することが考えられる。

(案 A) TCFD 提言を引き継ぐ以外の理由がないことから、これらの定めを日本版 S2 基準に取り入れない。

(案 B) IFRS S2 号と同様に、これらの定めを取り入れる。

16. ここで、他の法域のサステナビリティ開示基準の開発状況は、次のとおりである。

- (1) 気候関連のリスク及び機会並びに投下資本に関する産業横断的指標等については、欧州サステナビリティ報告基準 (ESRS) においても要求されている。また、気候関連開示を既に制度化しているニュージーランドにおいても、アオテアロア・ニュージーランド気候基準第 1 号「気候関連開示」において当該情報の開示が要求されている⁴。

⁴ <https://www.xrb.govt.nz/dmsdocument/4770>

さらに、2023年10月に公表されたオーストラリアの豪州サステナビリティ報告基準（ASRS）の公開草案⁵においても、当該項目について開示を要求することが提案されている。

- (2) 一方、2022年3月に公表された米国の証券取引委員会による開示規則案⁶では、財務諸表の注記において、移行リスク及び物理的リスクによる財務的影響の指標及び対応に必要な支出の指標について開示することが提案されている。また、気候関連開示においては、物理的リスクに関連して、洪水リスクがある資産及び水ストレスの高い又は極めて高い場所に位置する資産などについての開示を要求することが提案されている。

このように、他の法域の状況は必ずしも同じではないものの、気候関連のリスク及び機会並びに投下資本について開示を要求する方向で検討されていると考えられる。

17. また、我が国では、TCFDに賛同する企業数が多く⁷、2021年6月に改訂されたコーポレートガバナンス・コードにおいてTCFD又はそれと同等の枠組みに基づく開示の質と量の充実を進めるべきとの補充原則が追加されたことや、2023年1月に改正された「企業内容等の開示に関する内閣府令」においてサステナビリティに関する企業の取組みの開示が要求されたことにより、TCFD提言に基づく開示を行う企業が増加している。
18. 本資料の第13項(2)③のように、国際的な整合性のためだけに開示要求を取り入れることは適切ではないと考えられるものの、前々項及び前項のような状況であることを踏まえると、我が国においてもTCFD提言を引き継ぐ基準を開発することが考えられる。この観点からは、本資料の第15項における案Aよりも、案Bを検討することが考えられる。
19. 本資料の第13項(2)に掲げた反対意見を鑑みるに、第13項(2)①及び②の反対意見が特に多く聞かれる。この点に関しては、気候関連のリスク及び機会並びに投下資本に関する産業横断的指標等は、企業が開示すべき指標等を具体的に定めたものではなく、企業が開示すべき指標等の種類を定めたものであること、このため、具体的にどのような指標等が開示されるのかは、企業によって異なることになると考えられるものの、気候関連のリスク及び機会並びに投下資本に関する産業横断的指標等は、企業が自身のパフォーマンスを示す上で適切であると考えられる具体的な指標を示すことにより有用となると考えられることについて基準上で説明し、開示の趣旨を明確にすることにより対応することが考えられる。

⁵ https://www.aasb.gov.au/admin/file/content105/c9/AASBED_SR1_10-23.pdf

⁶ <https://www.sec.gov/files/rules/proposed/2022/33-11042.pdf>

⁷ 2023年10月25日時点で4,885の企業・機関が賛同を表明しているとされている。<https://tcfd-consortium.jp/about>

20. なお、どのような開示を行うべきか悩む企業に対して、これまで TCFD 提言に従って開示を行ってきた企業が開示してきた指標等を例として示すことが考えられる。このような例は、開示を作成する際の参考となることを目的としており、開示の上限又は下限を定めるものではないため、補足文書において示すことが考えられる（別紙参照）。
21. 本資料において検討した内容を総合的に勘案すると、気候関連のリスク及び機会並びに投下資本に関する IFRS S2 号の定めを日本版 S2 基準に取り入れることに一定の合理性を見出すことができると考えられるかどうか。

事務局による提案

22. 日本版 S2 基準において、次のようにすることが考えられるかどうか。

日本版 S2 基準において、気候関連のリスク及び機会並びに投下資本に関する産業横断的指標等の開示に関する IFRS S2 号の定めを取り入れ、次の事項に関する情報を開示しなければならない旨を定める。

- (1) 気候関連の移行リスクの影響を受けやすい資産又は事業活動の金額及びパーセンテージ
- (2) 気候関連の物理的リスクの影響を受けやすい資産又は事業活動の金額及びパーセンテージ
- (3) 気候関連の機会と整合した資産又は事業活動の金額及びパーセンテージ
- (4) 気候関連のリスク及び機会に投下された資本的支出、ファイナンス又は投資の金額
また、IFRS S2 号の定めに加え、日本版 S2 基準における対応として、次のことを行う。
- (5) 次の内容を日本版 S2 基準の結論の背景において説明する。

気候関連のリスク及び機会並びに投下資本に関する産業横断的指標等は、企業が開示すべき指標等を具体的に定めたものではなく、企業が開示すべき指標等の種類を定めたものである。このため、具体的にどのような指標等が開示されるのかは、企業によって異なることになると考えられる。気候関連のリスク及び機会並びに投下資本に関する産業横断的指標等について開示される指標等は、企業が自身のパフォーマンスを示す上で適切であると考えられる具体的な指標を示すことにより有用になると考えられる。

- (6) 本項(1)から(4)の項目について、考えられる指標等の例を示した補足文書（別紙参照）を開発する。

V. 文案

23. 本資料における事務局提案を踏まえた日本版 S2 基準の文案イメージは、以下のとおりである。文案イメージは、日本版 S2 基準の内容に関する当委員会の審議のために作成するものであり、構成等については全体の文案を作成する段階で再度検討する予定である。なお、「¶S2.X」は参考にした IFRS S2 号の項番号を示している（これは当委員会の審議のためにのみ用いるものであり、確定した日本版 S2 基準からは削除する予定である。）。

(HP では非公表)

ディスカッション・ポイント

- ① 本資料の第 22 項に記載した事務局提案について、ご質問やご意見があればいただきたい。
- ② 日本版 S2 基準の文案イメージについて、ご意見をいただきたい。
- ③ 本論点に関して、他に検討すべき事項があればご意見いただきたい。

以 上